

大町市農業委員会委員候補者募集要項

定数	19人
任期	令和9年4月9日～令和12年4月8日（3年）
報酬	月額 37,000円 (月額報酬のほか、最適化活動の成果等に基づく年額の実績報酬が支給される場合があります。)
業務の内容	農業委員会の会議に出席し審議して、合議体として決定すること 主な審議内容は ● 農地の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定 ● 農地転用の許可、具申すべき意見の決定 ● 農地の利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更 現場活動 ● 農地等の権利移動等の申請地の現場確認 ● 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや、所有者への働きかけ ● 担い手への農地集積を推進するために、農地の貸し手や借り手の掘り起し活動及び新規就農者への支援促進
推薦・応募の資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員の選任時において、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 他の法律で兼職が禁じられていない者 (2) 次のいずれにも該当しない者 ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
推薦・応募の方法	(1) 一般推薦 ◇ 大町市農業委員会委員候補者推薦書（一般推薦）（様式第1号）に、記入し、農業者その他の関係者3人の連名のうえ、受付期間内に大町市農業委員会事務局へ持参または郵送により提出してください。 (2) 団体推薦 ◇ 大町市農業委員会委員候補者推薦書（団体推薦）（様式第2号）にて農業者が組織する団体その他の関係団体の代

	表者が、受付期間内に大町市農業委員会事務局へ持参または郵送により提出してください。 (3) 応募 ◇ 大町市農業委員会委員候補者応募申込書（様式第3号）に記入のうえ受付期間内に大町市農業委員会事務局へ持参または郵送により提出してください。 ● 所定の書式は大町市農業委員会事務局で用意しています。また、大町市農業委員会のホームページからダウンロードして取得することが出来ます。 ● 提出書類は返却しませんのでご了承ください。 ● メール・ファックスの提出は不可。
受付期間	令和8年10月9日(金)から令和8年11月9日(月)（必着） 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
書類の提出先 問い合わせ先	〒398-8601 大町市大町 3887 番地 大町市農業委員会事務局（市役所3階） 電話 0261-22-0420（代表）（内線 640）
選考方法	「大町市農業委員候補者選考委員会」において提出された書類に基づき評価を行い、その意見をもとに市長が選考し議会の同意を得たうえで任命します。 （必要に応じて面接を行うことがあります。） ※農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することは出来ません。
応募などの内容の公表	応募期間の中間及び期間終了後に、大町市公式ホームページ等で、提出のあった応募及び推薦に係る書類をもとに以下の内容を公表します。 1. 推薦をした者の氏名、職業及び年齢（推薦をした者が法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体の性格を明らかにする事項） 2. 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況 3. 推薦を受けた者又は応募した者が認定農業者等であるか否かの別

	4. 推薦又は応募の理由 5. 推薦を受けた者又は応募した者が、法第 19 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別 6. 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数 7. 応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数 8. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
--	---